（別添）

三股町土木設計業務等委託契約約款運用基準

第1　全般的事項

この約款の適用範囲は、公共土木部門に関する測量、地質調査、設計、監理業務とする。

第2　各条項について

1　第4条関係

三股町財務規則（以下「規則」という。）第67条第2項の規定により契約保証金の全部を免除した場合には、契約書頭書の「契約保証金」の欄に「免除」と記載し、同項第3号及び第4号のいずれかに該当する場合には、更に「特約条項」の欄に「第4条の規定は適用しない。」と記載すること。

2　第9条関係

(1)　「調査職員」とは、規則第77条に規定する監督員をいい、第1項における調査職員の選任（変更）通知は、業務委託料が100万円未満の契約にあっては、書面によらないことができるものとすること。

(2)　第2項における調査職員の権限は、次のとおりである。

ア　契約書の他の条項に定めるもの

設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求（第17条）

イ　契約書に基づく契約担当者の権限とされる事項のうち、契約担当者が必要と認めて調査職員に委任したもの

ウ　第2項各号に掲げるもの

（ア） 甲の意図する成果物を完成させるための受注者又はその管理技術者に対する業務に関する指示

（イ） この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

（ウ） この契約の履行に関する受注者又はその管理技術者との協議

（エ） 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3　第10条関係

(1)　「管理技術者」とは、工事請負契約上の現場代理人に相当する者をいう。

(2)　業務委託料が100万円未満の契約にあっては、第1項における管理技術者の選任（変更）通知は、書面によらないことができるものとすること。

4　第11条関係

(1)　「照査技術者」とは、成果物の内容を作成担当者以外の立場からチェックする技術者をいう。

(2)　設計図書により「照査技術者」を求める場合には、照査技術者の資格は少なくとも管理技術者と同等以上のものとすること。

5　第15条関係

「契約の履行についての報告」とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

6　第16条関係

第1項の貸与品の「性能」については、使用時間又は使用日数及び最終定期調整後の使用時間又は使用日数を明示すること。

7　第20条関係

第3項の「増加費用」とは、中止期間中、現場を維持し（現場調査業務である場合に限る。）又は業務の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するため労働者、機械器具等を作業現場に搬入する費用等をいう。

8　第24条関係

(1)　第1項の「履行期間の変更」とは、第17条、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第3項、第22条、第23条第1項及び第2項並びに第39条第2項の規定に基づくものをいう。

(2)　第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第17条においては調査職員が修補の請求を行った日、第18条第5項においては設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては設計図書等の変更が行われた日、第20条第3項においては契約担当者が業務の一時中止を通知した日、第21条第3項においては設計図書等の変更が行われた日、第39条第2項においては受注者が業務の一部中止を通知した日をいうものであること。

9　第25条関係

(1)　第1項の「業務委託料の変更」とは、第17条、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第3項、第23条第3項及び第39条第2項の規定に基づくものをいう。

(2)　第2項の「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、第17条においては調査職員が修補の請求を行った日、第18条第5項においては設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては設計図書等の変更が行われた日、第20条第3項においては契約担当者が業務の一時中止を通知した日、第21条第3項においては設計図書等の変更が行われた日、第23条第3項においては契約担当者が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第39条第2項においては受注者が業務の一部中止を通知した日をいうものであること。

(3)　第3項の「乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第17条、第19条、第20条第3項、第23条第3項及び第39条第2項の規定に基づくものをいう。

10　第29条関係

(1)　第4項の「業務委託料」とは、被害を負担する時点における業務委託料をいうものであること。

(2)　1回の損害額が当初の業務委託料の1,000分の5に相当する額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害額」は0円として取り扱うこと。

(3)　第4項の「当該損害の取片付けに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取り付けに直接必要とする費用をいうものであること。

(4)　契約担当者は、現場説明又は入札執行前の説明において⑴及び⑵の事項を承知させること。

11　第35条関係

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。

12　第41条関係

(1)　検査期間は、遅延日数に算入しないこと。

(2)　履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

13　第46条関係

(1)　第4項の「撤去」には、貸与品等を契約担当者に返還することが含まれること。

(2)　第6項の「処分」には、貸与品等を回収することが含まれること。

14　第50条関係

「契約の締結に要する費用」とは、契約書類の印刷代、浄書料、印紙代等の費用をいう。

第3　様式について

関係様式は、別記によるものとする。